平成２１年（フ）第７号
福島県二本松市安達ヶ原６丁目13番地１
破産者　神野　徳雄
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１８号
福島県伊達市梁川町幸町118番地、住民票上の住所福島市五月町３番７号ハイツタカシ304号
破産者　安藤真由美
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成１８年（フ）第６０号
富山県高岡市古定塚８番８号、開始決定時の住所富山県射水市本町３丁目18番23号
破産者　尾山　正男
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１１号
長野県諏訪郡下諏訪町2342番地13、前住所長野県岡谷市長地御所２丁目15番１号
破産者　真壁　　茂
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第３６９号
静岡県伊東市宇佐美2123番地の３　山本アパート102号
破産者　伊藤　篤志
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４３号
奈良市大安寺３丁目11番16―103号
破産者　松村　新一
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８５９５号
大阪府八尾市美園町２丁目25番地の３
破産者　室屋　幸枝
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５号
兵庫県南あわじ市潮美台２丁目19番地17
破産者　エノックスこと　榎本　光郎
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５９号
山口県周南市城ヶ丘４丁目３番14号
破産者　中所　鉄雄
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１４５７号
最後の住所横浜市港北区大倉山５丁目７番１―709号
破産者　被相続人伊藤政毅相続財産
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５号
岐阜県高山市松之木町1278番地の１
破産者　曙工業株式会社
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１０４２号
京都府木津川市山城町北河原古屋敷30番地１
破産者　株式会社ＳＨＩＮ松村組
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第９９号
函館市富岡町２丁目61番24号、開始決定時の住所函館市湯川町１丁目８番５―202号
破産者　伊藤　隆介
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
函館地方裁判所

平成２０年（フ）第１４２０号
熊本市水道町７番14号
破産者　株式会社キャン・ドゥ
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６０４号
熊本市清水新地４丁目６番１号
破産者　株式会社竹松建設
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１７年（フ）第５３１号
宮崎県西都市大字妻1428番地１
破産者　株式会社津江建設
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３２１号
石川県白山市あさひ荘苑４丁目87番地
破産者　青木南波男
１　決定年月日　平成22年５月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４０８号
山梨県甲斐市篠原2074番地１佐々木マンション205
破産者　小川　信男
１　決定年月日　平成22年５月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２２号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目５番６号ハイツひばりＢ５号
破産者　戸梶　　工
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部